

空売り規制の総合的な見直しについて

2013年11月5日 現在

空売り規制を見直す一連の政令・内閣府令・告示が公布され、2013年11月5日(火)より下記のとおり適用となっております。

記

1. 51単元以上の空売り注文についてはトリガー抵触銘柄（当日基準値段から10%以上下落した場合、翌日は終日適用）に限定されます。
2. 空売り残高報告・公表制度につきましては0.2%以上で報告対象となり0.5%以上で公表となります。
3. 2013年11月5日から適用されております。
(2013年11月1日から東証より発表されるトリガー抵触銘柄発表分より)
(日本取引所グループホームページ)
<http://www.jpx.co.jp/markets/equities/ss-reg/index.html>

以上